

期証券の購入、そういうような方法でいろいろござりますけれども、この基金をずっと一年間使わないというようになるとでは別ですけれども、やはりそのとき、特にこの財政調整基金などの場合は、これにも書いてありますようにいろいろ目的がありまうので、いつか、いつか使うかわからないという事になりますと、その一年間とか二年間、長期のものに運用するといふわけにはいきまじし。したがって、せいぜい三ヶ月くらい、外貨預金とか、あるいは現先とか、あるいは下りとか、そういうものに動かさるゝかと思ひます。

ただ、これから大変、何と言いますか、資金の金繰りの関係で、必ずしもそういう金融機関等に預けたり、そういう証券の購入が出来るかといふ事になりますと、そのためには、やはり貸し付けをするという事になりますと、この市の現金として持つてゐる基金からの運用のみならず考えられますので、そういう資金繰りとの関係が非常にござりますので、そういう有利な方法も考えられますけれども、いろいろ基金の現金を歳出の経費として利用する

場合を考えると、やはり余り長期なものの運用はできないという事になりますので、先ほど申し上げましたような三ヶ月程度でかつ有利な方法といふ事を考えながらやていまいというふうに考えておりますので、当面は先ほど貫井議員さんとも触れておりましたが、現先とかあるいは外貨、そういうものが確實で有利な方法ではないかというふうなふうに考えております。以上でございます。

○企画財政部長（生子国利君） 第二点目の基金の目的の関係でございますが、基金につきましては地方自治法の、先ほど申しましたとおり二百四十一条で、これは目的のための基金をつくるという事かござりますので、したがって今回の財政調整基金も一種の目的基金です。それで特に別途、地方財政法におつては、この運用を受けて別に地方財政法の第四条の三で積立金をできるといふ事を改めて明記してゐるわけですが、やはりその積み立てについては二百四十一条の三項というものがあつて、この三項については、特定の目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金を設けた場合におつては、当該

目的のためではければこれを処分することかでないといふことで、
までの基金は、確かにこの目的が一つずつになつております。

今回の場合は五つ列挙してあります。その取り崩し方につま
して、処分の仕方についてまして四号にわたって処分ができる範囲を定
めておりますが、これはいわゆる地方自治法の二百四十一条の規定に基
づくものの特例と、特別規定であるといふに財政法の解釈から
説明されておりますが、したがって、この積立金の処分に当たつて
は、この制限で、この四項目以外は処分はできない、ということも明
記したわけですが、一、二、三、四についてまして、それぞれこれは四つ目的
があるといふに御解釈願うほかないのではないかと思つます。
したがって、経済事情の著しい変動とかあるは著しい不足、
さういふもの、あるいは災害、あるいは緊急に実施すること
が必要といふときとか、これは事務事業を指しますけれども、そ
ういふ場合に取崩しができるんだという制限。列挙的な条文に
なっております。さういふことでひとつ御理解を願つたいと思つます。

○二十番（貫井喜代次君） 説明はよくわかりました。また三条関係の有
利な方法もよくわかりました。

それから、六条関係のいまの説明ですけれども、この地方財政法の
四条の関係の五つに――これは四つにわたつておりますけれども――五つ
にわたつてゐるといふことは、何と云うか、説明と云うか、さういふもの
とに使つてもよろしいんじゃないかという、さうなつてゐるのは、まあ二十
七、八年前のさうした説明でなかつたかと思つてすけれども――財政法
に対する特例と云うか、特別の関係は。しかし、二十四市でほとんど
さういふ方法でやつてゐるとしても、もうすでにさうした四半世紀も
前のようなものか、新たなさうした説明や特例的なものが、特
例を認めるといふことがないと思つてす。したがって、それが生じて
ゐるんだからそれでいふんだと言へばそれまでですけれども、どうも私は
先ほど申し上げたように、くどくなくすけれども、特に、この三号、四号
あたりはかえつて邪魔になるのではないかと。今後いろいろ出てきますよ、
これは。この問題をこのままに置くといふことは。せいかくの基金条例で

ありながら、特に最近みだいな低成長、マイナス成長というふうな、この
う財政事情の中にあつては特にこのうふうなもの、ここから出せばい
んじやないか、ということは、いろいろの税率の改正、料率の改正、あつ
るものにも関係がしてくるので、そうであつたら私は五千万は少しマ
過る。五千万あるからあれから出せばいいと依存されると一穴埋め。
五千万そのものは私は多過ぎるんじゃないかと、このうううで使うとする
ならば。財政基金があるんだけれども、それはもう一千万しかないんだと。
だからそれからは使えないんだと。何とかして知恵をしぼつて生み出さ
なくてはならないことになると思ひけれども、これはあると、五千万
あるからまあ、いや、二千万ぐらいのやつは財政基金から出してもらへば、
いんじゃないかと。これに当てはまるんじゃないかと。何とか理由をつければ
この一号、二号、三号、四号に当てはまるんじゃないかという安易な説
持ちか出るんじゃないか、というのを私は懸念するわけです。
あくまでも私は、この基金の利用というものは義務的経費に限
られるべきものが基金条例でなければならぬかと。これは私の考えです

けれども、義務的経費、これはどうしてもというときには、この基金条例から
出してもらうんだというのを二百四十一条で決められた特定の目的の中
に入るんじゃないか、というふうな、私は思つて質問したわけです。
そうした関係も十分考慮して、これは基金の運用について、これは
細かい、このうの私の質問の懸念する点を、ひとつこの条例の末尾
にでも、このうううを言われたと、このうううをやるにはいけない、というこ
とについては、ひとつやつておいてもらいたい。必ず、これは出ますから。もう
国保の問題がしかり、下水道の問題がしかり、そういうふうなものか
そのほか一般会計の中のいろいろの事業に対して、これは事業も入
つてくる人ですから、そういうふうなことでござりますので、いまひとつそういう
ふうなことの、私が申し上げたことに対する考え方、行方、今後どう
いうふうにしようかというのを一つだけ、ひとつ。あとは質問しませうから。
○企画財政部長（生子国利君） お説の点につきましては、私の方も十
分承知しているわけですが、この目的そのものは、長期的な財政運営
の円滑財政という問題をとらえておりますので、一二年の問題では

なく、将来にわたる財源というものを確保しておく必要があらうと思ふ。したがって、安易に五千円あると。あるいは、これを積み立てた場合におつては、その年度年度において財源が留保であるような場合には、これを積み立てておいて、最悪の事態がきた場合におつて、要するに、これを取り崩すということが原則になるのではないかと思ふ。

しかし、これには昨今の経済情勢も変わつておつたので、特にこの中で一番心配されるのは、年度途中におつた収入の減収のような場合の補てんというものがまず生じる可能性があるんじゃないかというふうには考へておつたすけれども、しかし、先ほどの御指摘の国保にしても下水道にしても特別会計というものでありますので、その会計は、やはりその会計としての本来の財政をどういふべきであつて、これを一般会計にゆだねるというものは第二次の問題でありまして、しかしこれも全般的市政からすれば、運用に必要な場合にはどういふことも考へられますが、いずれにしても、それは取り崩す際の処置は、

やはり予算に計上いたしまして、議会の議決を得ない限り、これを取り崩すことはできませんので……。しかし、いまの考へ方としては、長期にわたつて積み立てをして財政の円滑を図るということも念頭に置いて、いまのところ進めたいという考へ方です。

○二十番(貫井喜代次君) あいかりいおつた。いずれにしても担当委員会でも十分審議されることであらうので、本日はこの辺で質問を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎繁三郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第七十八号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおりに決することに御

異議ありませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よて議案第七十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十 議案第七十九号 福生市市設住宅貸与条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので議案第七十九号 福生市市設住宅貸与条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

市設住宅貸与条例は、市費支弁に係ります吏員、及び学校職員に貸与する目的で昭和二十三年に制定されたものでございまして、御案内のとおり、当時は住宅、交通、また経済事情等の非常

に悪い時期でございまして、特に教職員の確保を図るというような意味合いがあったわけでございしますが、時代の推移とともに、こうした諸事情も好転をし、また同時に住宅の老朽化や、あるいは公共事業施行のため市設住宅も随時取り壊しが進んでまいりまして、現在は一戸を残すのみと相なっております。

しかしながら、この家屋も去る五月に、居住しておりました市の職員が新しく居を構えましたことによりまして退去をしましてから今日まで、一応内部的に入居希望者等を募ったわけではございますけれども、この希望者もございまして、また昭和二十四年に建築以来、すでに三十三年を経過しておるといふようなこともございまして、非常に老朽化もはなはだしい状態でございます。こうしたことから、当該住宅も所期の目的を達成したものと判断をいたしまして、この際、本条例の廃止をお願い申し上げます。

なお、現在、ただいま申し上げました一戸残っております市設住宅につきましてその内容を申し上げますと、まず土地につきましては、所

在地が福生市牛浜一六〇番地、第三小学校の西側の住宅地内
でございます。それから地積が百六十四・七九平方メートル、坪数に
して約五十坪に相ないます。所有者は、田村半十郎氏でござい
ます。建物でございますが、木造平屋建てで面積は四九・五八平
方メートル、約十五坪に相ないます。建築した年月日は、先ほど
申し上げましたように昭和二十四年六月でございまして、この建物の所
有者はもちろん福生市でございます。

また、本定例会に提案されております一般会計補正予算第
三号の中に、この土地に対します借地権、この返還収入として八百五十
五万二千円、これは権利金等の支払いをしておりますので、従前この
に取引引きをした例がございまして、それに従って不動産鑑定額
の三〇％に当たります権利割合として七万四千三百といたしまして、
す。ちなみに鑑定額を申し上げますと、平米当たり十七万三千四
坪にして五十七万一千円という鑑定が出ております。

また、予算の歳出面では、市設住宅の解体かどうしても必要で

ございますので、解体して更地で返すということが条件でありますので、
この除却工事費四十四万円と、本案に関連いたします予算をお願い
しておりますので、この点についてましてもよろしくお願いを申し上げる
次第でございます。

以上、おことには推駁でございしましたが、議案第七十九号の説明に
かえらせていただきます。よろしく御審議を賜うまして、原案御
可決くださるようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号については、原
案とより可決をお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一 議案第八十号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。本案について 提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきまして、議案第八十号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由、並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の骨格を申し上げてみたいと思います。

まず、歳入については市税において、市民税の個人、法人分の増収、それと国有提供施設等所在市町村助成交付金が決定されたことによる増加分。分担金として西住宅地区周辺排水路整備事業の追加工事に伴う分担金、及び国庫支出金。さらに民生費の生活保護費負担金を初めとする歳出関連の国庫支出金、及び市債。それと今回、都支出金としてマイタウン構想に基づくスポーツレクリエーション施設建設補助金が新たに認められましたことによるもの。また、勧奨退職に伴って特別負担金準備基金から取り崩しをいたしました繰り入れたものが歳入の主なものでございます。

一方、歳出につきましては、補助金絡みによる福祉関連事業、及び西住宅地区周辺排水路事業、建設関連事業に伴う経費の増額、また事業精算に伴った減額等でございます。さらに今回、先に御提案申し上げております財政調整基金の積立金等が主

なものとっております。

それでは内容につきまして御説明申し上げたいと思っております。

まず、一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、

第一条で既決予算額百七億六千八百八十九万九千円に、今回歳入歳出それぞれ八億二千二百八十一万円を追加いたしました。歳入歳出予算総額を百十五億七千四百七十九万九千円と定めようとするものでございます。

それから、第二条につきましては、後ほど御説明申し上げますが、西住宅地区周辺排水路事業の追加工事に伴う翌年度への繰越経費を定めたものです。

次の三条では、地方債の変更を定めようとするものです。

次に内容について御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきたいと思います。歳入について各項における

補正額の主なものについて申し上げますと、まず市税の市民税でございますが、七十二百十八万一千円を追加し、三億六千二百七十五万四千円といたしました。これにつきましては、個人所得割分四千二百二十九

万円、法人所得割分三千八十九万五千円、それぞれ申告期限後、更正修正等によりて調定が増になったわけで追加するわけでございます。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金等いわゆる基地交付金でございますが、交付額が決定されましたことにより、今回三千四百五十二万八千円を追加補正いたしました。総額十一億五千九十九万三千円とするものです。この額は、昨年実績と同額と相対した次第でございます。

次に、交通安全対策特別交付金の二千四百四十万円の減額補正でございますが、今回交付決定されましたことによるものであり、当初額に対し二千四百四十万円の減額でございますが、これは交通事故発生件数によるものでございまして、実績等によりて決定された次第でございます。しかし、これも昨年と実績を比較しますと、百十六万五千円の増額になっております。当初予算に対する関係から減額になった次第でございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、八千六百四十八万二千円の新増額補正でありまして、これは西住宅地区周辺排水路整備事業追加工事に伴う下水道会計からの負担金七千三百三十一万三千円と、羽村町瑞穂

町負担金 千五百十六万九千四でございます。

次に、使用料及び手数料の追加補正 百八十二万三千四でございますが、これは市営住宅使用料の付加使用料分と転出に伴う減額の相殺によって追加した次第でございます。

次に、国庫支出金でございますが、まず国庫負担金におきまして三千五百七十九万六千四の追加補正で、これは民生費における生活保護費歳出関連に伴う国庫負担分十分の八の相当額でございます。次の国庫補助金四億六千九百七十四万四の追加補正でございますが、これは今回、西住宅地区周辺排水路整備事業追加工事に伴う補助分、さらに屋外運動場整備事業として用地買収分の追加に伴う補正分、それと今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金確定に伴う追加補助分で、これも防衛補助の関連でございます。

次に、都支出金のうち、都補助金 千二百五十九万六千四の追加補正でございますが、主たるものは、先ほど御説明いたしました、東京都コミニティー施策として、スポーツレクリエーション施設建設事業に対する

補助金 千二百四十九万六千四が、今回新たに認められたことによるもので、事業としては、福生球場スタンド増設事業、並びに武蔵野台テニスコート照明灯設置工事に財源充当しようとするものです。次の委託金の二百八十四万四千四の追加補正については、統計調査につきまして、新たに全国物価統計調査が追加されたことによるものと、基本調査区内の事業所名簿整備事業の経費増に伴う歳出関連費として 二十六万五千四、また公害対策費委託金として実績負担増に伴う 二百五十七万九千四の追加補正分でございます。

次に、財産収入におきまして 八百四十四万六千四の追加補正でございますが、内訳として、財産運用収入で 十万六千四の減額補正でございますが、これは先ほど条例を廃止いたしました市設住宅の貸付収入の関係の減と、同時に財産の売り払い収入とも関連がございます。すでに御案内のとおり、先ほどの牛浜の市設住宅を返還いたしました借地権の関係で収入になっております。それからこれに関連して、次の財産売却収入につきましては 八百五十五万二千四の追加でございますが、これは

土地返還の関連でございます。

次に、寄附金の三十万円の追加補正でございますが、これは前福生第三小学校長加藤氏からの寄附金によるもので、学校用備品整備を希望してございます。

次に三ページになります。繰入金でございますが、基金繰入金として、先ほど御説明いたしましたか、ことし、勸奨退職者に対する退職手当特別負担金支給に伴う準備基金からの取り崩しにより繰入れますもので、四名分千六百三十四万二千円の追加補正でございます。

次に諸収入につきまして四百二十三万六千円の追加補正でございます。これは五十六年度福祉関連事業にかかわる国、都補助金精算による過年度収入分としての関係。それとアメリカシロヒトリ駆除業務委託料の増額分と、財団法人自治総合センターのコミュニティ事業助成等でございます。

市債の六千七百八十万円につきましては、最終処分場アルドヤー

購入事業及び消防団の車庫の新築事業の確定に伴いまして事業費が減りました関係での市債の減額でございます。それと今回、屋外運動場新設事業の追加補助に伴う増加分を相殺した追加補正額をいたしております。

以上、歳入補正額を、八億二千二百八十一万円を追加し、歳入総額、百十五億七千四百七十九万九千円と相なる次第でございます。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。

四ページをお開きいただきたいと思います。まず総務費につきましては一千八百六十三万円を追加補正でございますが、総務管理費におきまして一千八百三十五万九千円の追加で、これは先ほど歳入において御説明いたしましたか、職員四名分の勸奨退職による特別負担金が増えるものでございます。その他文書管理費における法令追録代、それから市設住宅の解体工事費、コミュニティ事業の補助金、それと新たに今回条例が提案されました表彰制度審議会における経費等の計上分と、内容的な精算減額